

第 27 回議会運営委員会 (R. 2. 9)
「議員定数と報酬のあり方」検討のまとめ

1 政務活動費

- (1) 平成 26 年度の答申を踏まえて改めて検討するものの、政務活動費の主たる使途となる研修経費は、本町議会においては公費で安定的に措置されており、さらに、研修内容も議員の意見・要望が反映されていることから、当時（平成 26 年）と比べて大きな課題はなく、政務活動費の導入はせずに現状どおりで適正と考える。
- (2) 議員個々が多様化する社会情勢を的確に捉え、議会力の向上、議会活動の広報推進に寄与するためには、使途の透明性の確保（情報公開の充実、報告会・報告書の作成）を前提とするものの、導入実績のある道内他の自治体議会の事例も研究し、前向きに検討すべきと考える。
- (3) 政務活動費を導入するとしても、一律支給ではなく、精算方式などの導入を検討し、必要な議員が必要な使途に基づいて執行した経費を交付できる仕組みとすべきである。
- (4) 政務活動費導入に際し、増加する事務量も視野に入れるべきであり、事務局体制のあり方も含めて検討すべきである。

2 費用弁償

制度の根拠及び町内の他の公職者との整合性からも、議会単独での制度改正は慎重にすべきであり、改正の際は、他の公職委員と歩調を合わせて議論すべき事項である。